

# A市公共下水道（B処理区） 運営事業

## 要求水準書 (例)

本ひな形は、地方公共団体による下水道施設運営等事業の導入に向けた検討に資するため、要求水準書の例を示したものである。

下水道施設運営等事業の対象施設や業務範囲については、個別の事業ごとに様々なものとなることが想定されるが、本ひな形は、モデル都市支援において、作成したものを基に再編集したものである。

令和●年●月●日

A市

(余白)

## 目次

1 総則.....	4
(1) 本書の位置付け .....	4
(2) 事業目的 .....	4
(3) 基本運営方針.....	4
(4) 用語の定義.....	5
(5) 事業概要 .....	6
2 経営に関する事項.....	10
(1) 事業計画書の作成 .....	10
(2) 実施体制に関する事項.....	11
(3) 委託に関する事項 .....	12
(4) 財務に関する事項 .....	13
(5) 内部統制に関する事項.....	13
(6) 情報公開に関する事項.....	13
(7) モニタリングに関する事項.....	14
(8) 環境対策に関する事項.....	14
(9) 危機管理に関する事項.....	15
(10) 技術管理に関する事項.....	16
(11) 地域連携に関する事項.....	16
(12) 個人情報保護に関する事項.....	17
(13) その他の事項.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
3 各種計画支援に関する事項 .....	18
(1) スtockマネジメント計画のデータ更新・運用支援に関する事項.....	18
(2) 下水道事業認可変更に関する事項 .....	18
4 処理場・ポンプ場及び管きょの性能に関する事項.....	19
(1) 放流水質基準と水処理方式の遵守 .....	19
(2) 汚泥リサイクルと汚泥処理方式の遵守.....	19
(3) 公害防止基準の遵守 .....	20
(4) 耐震基準の遵守 .....	20
(5) 管きょにおける性能 .....	21

5	処理場・ポンプ場の改築に係る企画、調整、実施に関する業務 .....	22
	(1) 基本的事項.....	22
	(2) 改築実施基準.....	23
	(3) 改築計画策定に関する事項.....	26
	(4) 改築工事に関する事項.....	26
	(5) その他 .....	31
6	管きよの改築に係る企画、調整、実施に関する業務 .....	33
	(1) 基本的事項.....	33
	(2) 改築実施基準.....	35
	(3) 改築計画策定に関する事項.....	36
	(4) 改築工事に関する事項.....	36
	(5) その他 .....	42
7	処理場・ポンプ場の維持管理に関する事項.....	44
	(1) 基本的事項.....	44
	(2) 維持管理基準の遵守 .....	45
	(3) 維持管理計画書に関する事項.....	47
	(4) 処理場・ポンプ場における運転管理に関する事項.....	47
	(5) 処理場・ポンプ場における保安全管理に関する事項.....	52
	(6) その他 .....	54
8	管きよの維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務.....	55
	(1) 基本的事項.....	55
	(2) 維持管理基準の遵守 .....	56
	(3) 管きよにおける計画的維持管理業務（点検・調査）の実施 .....	56
	(4) 計画的維持管理業務（清掃）の実施.....	58
	(5) 修繕に関する事項 .....	58
	(6) その他 .....	59
	(7) 安全管理 .....	60
9	管きよの新設に関する事項 .....	63
	(1) 管きよの新設に関する事項.....	63

10	契約終了時の措置.....	64
(1)	施設機能確認に関する事項.....	64
(2)	引継に関する事項.....	64
(3)	その他引継に関する事項.....	65
別紙1	施設概要.....	66
別紙2	関係法令.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
別紙3	標準的耐用年数及び処分制限期間.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
別紙4	改築計画の概要.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
別紙5	年間処理水量及び発生汚泥量の推移.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
別紙6	設計条件.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
別紙7	水質分析及び環境計測基準.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
別紙8	業務着手時の提出書類.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
別紙9	業務実施期間中の提出資料.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
別紙10	業務完了時の提出図書.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
別紙11	業務実施体制.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
別紙12	準備機材.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
別紙13	参考図書.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
別紙14	貸与資料リスト.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
別紙15	業務移行期間の実施方法等.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
別紙16	業務位置図.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
別紙●●	健全度の評価基準.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
別紙●●	ストックマネジメント計画における点検・調査計画の方針.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
別紙●●	資産の管理方法区分（予防保全・事後保全）.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
別紙●●	ストックマネジメント計画における改築方針.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
別紙●●	改築の実施時期と費用.....	エラー! ブックマークが定義されていません。

## 1 総則

### (1) 本書の位置付け

本要求水準書は、A市が「A市公共下水道（B処理区）運営事業」（以下「本事業」という。）の実施にあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき本事業を実施する者として選定された者（以下「運営権者」という。）に要求する業務の水準を示すものである。

個々の設備等に関する要求は、運営権者の自由な提案・創意工夫を十分に活かすため、仕様の表現を極力避けており、運営権者は本施設の目的及び各要求の意図を十分汲み取り、優れた技術提案を作成されたい。

### (2) 事業目的

*【案件により記載】*

### (3) 基本運営方針

本事業をより適切に実施するため、市が公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）の設定を受けた運営権者（PFI法第9条第4項に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「運営権者」という。）に遵守を求める事業運営上最も重要と考える基本運営方針を以下に示す。

*【案件により記載】*

#### (4) 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、次の通りとする。

表 1-1 用語の定義

用語	定義
経営	事業全体を管理・遂行すること。 事業計画の作成、実施体制の確保、財務管理、委託等、利用料金の収受、モニタリング等
改築	更新、長寿命化及び附設の総称
更新	所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、既存の設備及び管きよの全部を取り換えること
長寿命化	所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の設備及び管きよの一部を取り換えること
新設	本事業に必要な施設を新たに設置すること
附設	附帯事業の実施に必要な設備を導入すること
維持管理	修繕、維持の総称
修繕	所定の耐用年数内において機能を維持させるため、老朽化した設備又は故障もしくは損傷した設備の一部を取り換えること
維持	施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等当該施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの
承諾	契約図書で明示した事項について、市又は運営権者が書面により同意すること
協議	書面により、契約図書の協議事項について、市と運営権者が対等の立場で合議し、結論を得ること
提出	市が運営権者に対し、又は運営権者が市に対し書面又はその他資料を説明し、差し出すこと
確認	契約図書に示されて事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめること
委託等	業務の一部又は全部について、第三者に委託又は請負わせること

(5) 事業概要【案件により適宜修正】

ア 事業名称

A市公共下水道（B処理区）運営事業

イ 対象施設

本事業の対象となる施設は、以下の通りである。

(ア) 処理場（●●浄化センター）

(イ) ポンプ場（●●中継ポンプ場）

(ウ) 管きよ（幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、公共汚水ます、取付管）

なお、上記（ア）～（ウ）の対象施設を、以下「運営権設定対象施設」という。

表 1-2 対象施設の所在地

運営権設定対象施設	所在地
●●浄化センター	A市●●町●●番地
●●中継ポンプ場	A市●●町●●番地
管きよ	B処理区全域 なお、別紙●●に当該施設の所在地を示す。

ウ 対象工種

表 1-3 本事業の対象工種

施設	事業範囲	機械設備	電気設備	建築設備	土木	建築
処理場・ポンプ場	義務事業（改築業務）	○	○	○	○※	○※ （躯体を除く）
	義務事業（維持管理業務）	○	○	○	○	○
	附帯事業	○	○	○	○	○
	任意事業	○	○	○	○	○
管きよ	義務事業（改築業務）	—	—	—	○	—



義務事業（維持管理業務）	—	—	—	○	—
義務事業（新設業務）	—	—	—	○	—
附帯事業	—	—	—	○	—
任意事業	—	—	—	○	—

○：運営権者が行う対象業務

※：土木及び建築については原則として市の対象工種となるが、躯体以外の付帯設備（防食、防水、仕上げ等）については運営権者の対象工種となる。

## エ 対象施設の概要

### （ア）処理場（●●浄化センター）

供用開始：

処理方式：水処理…標準汚泥活性法、汚泥処理…濃縮—脱水

処理能力：全体計画…  $\text{m}^3/\text{日}$

現況…  $\text{m}^3/\text{日}$ （令和●年度時点）

水処理系列数：全体計画…●系列（●池）

現況…●系列（●池）（令和●年度時点）

### （イ）ポンプ場（●●中継ポンプ場）

供用開始：

種類別：汚水中継ポンプ場

揚水能力：全体計画…  $\text{m}^3/\text{分}$

事業計画…  $\text{m}^3/\text{分}$

### （ウ）管きよ（幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、公共汚水ます、取付管）

全体延長：  $\text{m}$

うち幹線管きよ延長：  $\text{m}$

※施設概要を別紙1に示す。

## オ 事業方式

本事業は、PFI法に基づき選定された本事業を実施する民間事業者（2以上の法人から構成される民間事業者を選定した場合は、当該構成員全員の総称とする。以下「優先交渉権者」という。）により設立された特別目的会

社（以下「SPC」という。）がPFI法第16条の規定に基づき、公共施設等運営権の設定を受けて、公共施設等の管理者が所有権を有する公共施設等について運営等を行い、利用料金を自らの収入として収受する、公共施設等運営事業（いわゆるコンセッション方式）により実施する。

カ 事業の範囲【案件により適宜修正】

本事業の範囲は以下の（ア）から（ウ）に掲げるものとする。

（ア）義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する業務は以下の通りである。

a 経営に関する業務

- ・ 事業計画書の作成
- ・ 実施体制の確保
- ・ 財務管理
- ・ 内部統制
- ・ 情報公開
- ・ 委託等
- ・ 利用料金の収受
- ・ モニタリング
- ・ 危機管理及び技術管理
- ・ 環境対策及び地域貢献
- ・ 個人情報保護に関する事項
- ・ その他必要な事項

b 処理場・ポンプ場の改築に係る企画、調整、実施に関する業務

- ・ 更新
- ・ 長寿命化
- ・ 附設

c 管きよの改築に係る企画、調整、実施に関する業務

- ・ 更新
- ・ 長寿命化
- ・ 附設

d 処理場・ポンプ場の維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務

- ・ 修繕

- ・維持
- e 管きよの維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務
  - ・修繕
  - ・維持
- f 管きよの新設に係る企画、調整、実施に関する業務
  - ・新設
  - ・その他

(イ) 附帯事業

(ウ) 任意事業

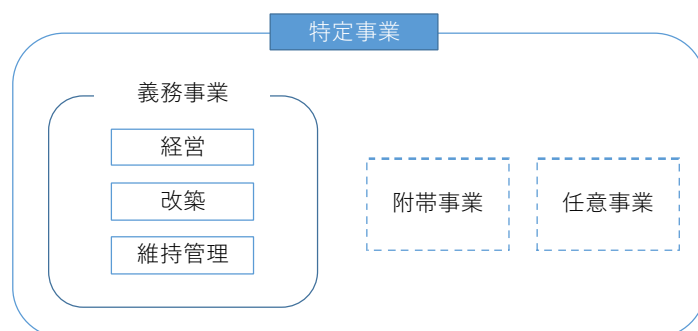


図 1-1 事業範囲の定義

キ 関係法令等の遵守

本事業の実施にあたっては、別紙 2 に示す関係法令等を遵守すること。関係法令等は最新版を使用すること。

## 2 経営に関する事項

### (1) 事業計画書の作成

運営権者は、以下の計画書を作成し、市の承諾を受けること。なお、各計画書の詳細内容については、市と協議の上、決定する。

表 2-1 計画書一覧

計画書の名称	内容
全体事業計画書	20年間の経営、改築、維持管理に対する計画。
短期事業計画書	5年間の経営、改築、維持管理に対する計画。
単年度事業計画書	当該年度内における経営、改築、維持管理に対する計画。

#### ア 全体事業計画書に関する事項

提案書を踏まえ、運営体制、収支計画、改築及び維持管理の実施方針等を含む●年間の計画とすること。

#### イ 短期事業計画書に関する事項

全体事業計画を踏まえ、以下の内容を含む5年間の計画とすること。

経営は、今後5年間の運営体制及び収支計画について記載すること。

改築は、「第●章 処理場・ポンプ場の改築に関する要求水準」及び「第●章 管きよの改築に関する要求水準」の改築計画及び工事計画書の概要を取りまとめること。

維持管理は、「第●章 処理場・ポンプ場の維持管理に関する要求水準」及び「第●章 管きよの維持管理に関する要求水準」の運転管理計画書及び保全計画書の概要を取りまとめること。

#### ウ 単年度事業計画書に関する事項

短期事業計画書を踏まえ、以下の内容を含む1年間の計画とすること。

経営は、当該事業年度の取締役等会社役員の構成、組織体制及び有資格者の配置状況、予定される委託等、収支計画、環境対策及び地域貢献に関する計画等について記載すること。

改築は、「第●章 処理場・ポンプ場の改築に関する要求水準」及び「第●章 管きよの改築に関する要求水準」の工事計画書のうち、当該年度発注工事に関して取りまとめること。

維持管理は、「第●章 処理場・ポンプ場の維持管理に関する要求水準」及び「第●章 管きよの維持管理に関する要求水準」の年間維持管理計画書の概要を取りまとめること。

## (2) 実施体制に関する事項

事業期間を通じて次に掲げる事項を満たし、効率的かつ効果的に各業務を実施し、適正かつ確実に事業を遂行できる体制を確保すること。以下に示す業務を効率的に実施し、持続可能な事業運営が可能となる体制を整えること。

### (ア) 経営に係る業務

- a. 経営方針、事業計画策定
- b. 収支状況の管理
- c. 調達管理
- d. 関係行政機関との調整・協議
- e. 危機管理、環境対策
- f. 地域住民、見学者の対応（広報の企画、実施）

### (イ) 処理場・ポンプ場及び管きよの維持管理に関する業務

- a. 維持管理方針、管理基準の検討
- b. 処理状況の把握、運転管理、緊急時・異常時の対応
- c. 施設状況の把握、対応
- d. エネルギー管理、環境保全への対応

### (ウ) 処理場・ポンプ場及び管きよの改築に関する業務

- a. 改築方針、設計方針、市施策との調整
- b. コスト管理
- c. 工事間の工程管理、調整
- d. 指導助言、指示協議
- e. 調査、設計における成果内容確認
- f. 工事における段階確認の実施、検査資料確認、市検査等の対応
- g. エネルギー管理、環境保全への対応

### (エ) 管きよの新設に関する業務

- a. 新設方針、設計方針、市施策との調整
- b. コスト管理
- c. 工事間の工程管理、調整
- d. 指導助言、指示協議
- e. 調査、設計における成果内容確認
- f. 工事における段階確認の実施、検査資料確認、市検査等の対応
- g. エネルギー管理、環境保全への対応

- イ 各業務責任者の役割分担の明確化を行い、リスク分担が適切に図られていること。
- ウ 各業務の遂行に適した能力・経験を有する者が当該業務を実施すること。
- エ 業務全体の効率的・効果的な遂行を管理する体制・方法の明確化と、確實かつ機能的な実施体制を確保すること。

### (3) 委託に関する事項

運営権者は実施契約書に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、本事業にかかる業務について、事前に市に通知した上で、第三者に委託又は請負わせることができる。委託等を行う場合には、以下に掲げる事項を満たすこと。

- ア. 運営権者等が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であることを確認すること
- イ. 工事、建設工事関連業務、物品の購入、修繕又は業務委託、賃貸借若しくは役務の提供に係る委託等を行う場合は、A 市物品調達・業務委託に係る一般競争入札実施要領の規定により、委託等を行うおとす当該事業年度において有効な競争入札参加資格の認定を受けている A 市内に本店を有する民間事業者の優先的な活用に配慮するよう、毎年度、その活用目標を設定すること等により、必要な措置を講ずること
- ウ. 上記における競争入札参加資格の認定を受けている場合、契約時において A 市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成●年●月●日施行）に基づく入札参加停止中でないこと。また、A 市暴力団排除条例に基づく入札排除期間中でないことを確認すること。
- エ. 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者でないことを確認すること（当該届出の義務がない者を除く。）。
  - (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
  - (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
  - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- オ. 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努力すること。
- カ. 業務の実施にあたっては関係法令を遵守して、受託者等と十分な調整を図るとともに、受託者等は運営権者が自らの責任において適切に管理すること。

キ. 委託等を行う場合には、改築に関しては着手届により、維持管理に関しては当該月の月間業務報告書により市に報告すること。

#### (4) 財務に関する事項

運営権者は、事業期間を通して次に掲げる事項を満たし、健全な財務状況を維持すること。

- ア. 事業の当初段階及び事業期間中において、事業の安定性や継続性を保つための資金調達方針が明確で適切に機能する体制を整えており、必要な一切の資金が確保されていること。
- イ. 収支の見通しが適切で、明確かつ確実なものとなっていること。

#### (5) 内部統制に関する事項

運営権者は、内部統制の体制と方法、倫理行動基準、個人情報保護、情報セキュリティの確保、内部通報及び外部通報、不正防止など内部統制に関する基本方針を明確にし、確実に機能させること。また、あわせて、下記を実施すること。

- ア. 内部統制の対象は、業務活動の有効性・効率性、財務報告、法令遵守、資産の保全である。
- イ. 上記を達成するための内部体制、方法、倫理行動基準、個人情報保護、情報セキュリティの確保、内部通報者及び外部通報者の保護、不正防止、財務書類の保全等に関する基本方針を明確にし、確実に機能すること。

#### (6) 情報公開に関する事項

下水道事業は、市民生活に直結する重要な社会インフラであることを踏まえ、市民に対し、適時、適正な情報を公平かつ継続的に開示し、経営の透明性の確保に努めること。

- ア. 開示する情報は、経営方針、経営計画、財務内容、事業内容などの経営情報で、積極的な開示に努めること。
- イ. 情報開示の方法は、インターネットや印刷物等を用い、より広く、継続的で、分かり易い開示に努めること。

## (7) モニタリングに関する事項

### ア モニタリング体制

要求水準の確保を図るため、本事業のモニタリングは、①運営権者によるセルフモニタリング、②市によるモニタリング、並びに③市及び運営権者とは別の専門的知見を持つ第三者機関（以下「第三者機関」という）による第三者モニタリングで構成する。また、市のモニタリング結果について、運営権者と市との間に紛争が生じた場合、A市●●協議会（以下「●●協議会」という。）において、当該紛争の解決方法の調整を行う。

なお、詳細は、別途市が定める「モニタリング基本計画書」のとおりである。

#### (ア) 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、受託者等によるセルフモニタリング等を活用して実施する。なお、財務等その妥当性の検証のために専門的知見及び客観性を必要とする項目については、運営権者自らの提案により外部機関を活用したセルフモニタリングを実施することも想定している。

#### (イ) 市によるモニタリング

市によるモニタリングは、運営権者のセルフモニタリングの結果について書面又は会議体にて報告を受けて実施することを基本とする。また、市が必要と判断した場合、市は現地の確認を行う場合がある。

#### (ウ) 第三者によるモニタリング

運営権者の要求水準の達成状況や経営状況等について、第三者機関を活用したモニタリングも併せて実施する。第三者機関によるモニタリングは市によるモニタリングと同じ視点で行うものとし、市によるモニタリングに加えて、客観的かつ専門的な知見を加えたダブルチェックを行うことを目的としている。

#### (エ) 紛争の調整

市によるモニタリングの結果について紛争が発生した場合、市又は運営権者の要請により、実施契約に基づき設置された●●協議会において、当該紛争の解決方法の調整を行う。

## (8) 環境対策に関する事項

事業期間を通して次に掲げる事項を満たし、環境に配慮した対策を講じること。



- ア 関係法令等に定められる環境に係る基準や要求事項の遵守
- イ A市特有の計画を踏まえ、省エネルギー技術導入及び効率的な維持管理による対象施設全体での温室効果ガス排出量の削減
- ウ リサイクル製品やグリーン調達 of 積極的な推進
- エ 悪臭等施設周辺の環境対策
- オ 施設への出入車輛の交通安全対策の実施
- カ 振動・騒音等への配慮
- キ 周辺環境・景観への配慮
- ク 電波障害に係る対策

#### (9) 危機管理に関する事項

災害、事故などのリスクを想定して有効な対策を講じておくとともに、緊急態が発生した場合には被害を最小限に抑制できるよう適切な対応を行うこと。

##### ア 災害、事故等の緊急時の体制の構築

災害、事故などにより故障等が発生した場合においても部分的な機能停止に留まるよう、緊急時における対応方法及び体制を構築すること。また、早期に復旧可能な体制を構築すること。

##### イ 災害、事故等の緊急時の対応

災害、事故等の緊急時には、A市の業務継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）に従い対応すること。なお、対応中及び対応後は報告書等を作成し、市に報告すること。

##### ウ 各事態を想定した訓練の実施

緊急事態が発生した際、上記事項が的確に実施されるよう訓練を行うこと。

##### エ 注意事項

運営権者は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意すること。

- (ア) 地震災害時での対策
- (イ) 設備等の故障対策
- (ウ) A市への報告

##### オ 災害・事故時において市が対応を想定していない危機事象への対応業務

#### (10) 技術管理に関する事項

本事業の対象施設は、衛生的で快適な生活環境や企業等の経済活動を支えると同時に、公共用 水域の水質保全等において重要な施設であるため、効果的な改築及び維持管理を実施できるよう 適切な技術管理を行うこと。

- ア. 適正に事業を実施するために、必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成 及び確保を図ること。
- イ. 本事業は、効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、継続的により適切な技術の選定又は業務の改善に取り組むことにより、品質を確保すること。
- ウ. 委託する場合は、委託しようとする相手方について委託しようとする業務の経験、当該業務 に予定される技術者の経験又は有する資格その他技術的能力に関する審査をすること。

#### (11) 地域連携に関する事項

##### ア 地域経済に関する事項

本事業の実施に際し、以下に掲げる事項を考慮し、地域貢献に関する基本方針を定め事業全体計画書に記載すること。また、実施計画を策定し単年度事業計画書に盛り込み、市に提出すること。

- (ア) 地域との連携や協働による事業展開
- (イ) 地元企業等との連携・協力
- (ウ) 地元発注、地域住民の雇用
- (エ) 地域活性化につながる事業展開

##### イ 地域住民等とのコミュニケーションに関する事項

- (ア) 広報活動に関する事項 地域住民等の公共下水道事業への認識を深め、日常の事業活動を広く理解してもらうため、年 1 回以上広報活動を行うこと。年度ごとに広報活動実施計画書を作成し、市に提出すること。
- (イ) 見学者等の対応 市の要請及び市民からの要望に応じて当該施設への見学者の受け入れを行うこと。特別な 事由により対応できなかった場合は、市に報告すること。また、対応した日付・人数・団体名を記録し、月次業務報告書にて報告すること。
- (ウ) 苦情等への対応 地域住民等から苦情、要望等が寄せられた場合には、公共サービスの提供者として適切に 対応するとともに、速やかに市に報告すること。

## (12) 個人情報保護に関する事項

個人情報の保護に関する法律及びA市が定める個人情報取扱指針により課される責務について、A市個人情報保護条例を参考に、以下の観点を中心に関係規定を遵守すること。

- ア 個人情報の利用目的の特定及び制限
- イ 個人情報の適正な取得
- ウ 個人情報の取得に際しての利用目的の通知及び公表
- エ 個人情報の取得に際しての個人データの正確性の確保
- オ 個人データの安全管理措置
- カ 従業員、委託先の監督
- キ 個人情報の第三者提供
- ク 保有個人情報データの公表及び通知
- ケ 保有個人情報データの開示、訂正、利用停止
- コ 個人情報の取扱いに関する苦情処理

### 3 各種計画支援に関する事項

#### (1) スtockマネジメント計画のデータ更新・運用支援に関する事項

増大する下水道ストックのうち、処理場やポンプ場、管きょ施設の老朽化に伴って増加する改築需要に対応するため、施設全体の管理を最適化するStockマネジメントを推進することが必要とされている。A市が策定したStockマネジメント計画に基づきStockマネジメント計画のデータ更新、運用について支援を行う。

#### ア Stockマネジメント計画における健全度の評価

市では、Stockマネジメント計画の施設・設備管理における基本方針において、安定して処理機能を維持するための健全度を評価基準としており、「設備として安定運転ができ、機能上問題ないが、劣化の兆候が現れ始めた状態」を維持することとしている。健全度については「別紙●● 健全度の評価基準」に示す。

#### イ リスクの評価

市のStockマネジメント計画では、リスクを定量的に評価することで改築時期の平準化を行う際の優先順位を設定し、改築計画を策定している。Stockマネジメント計画において対象とするリスクは、「設備の劣化に起因する事故・故障によるリスク」が主となり、計画的な点検・調査および修繕・改築によって対応可能なリスクとしている。

#### ウ Stockマネジメント計画の見直し

市では基本方針を立案しているが、5年ごとのStockマネジメント実施計画時には、市の示す健全性、リスクの水準を確保した上で、Stockマネジメント計画を見直すことができる。なお、事業費については別途本市が示す事業計画の金額を上限として変更することができる。機械設備、電気設備、土木・建築の改築方針は「別紙●● Stockマネジメント計画における改築方針」に示すとおり。

#### (2) 下水道事業認可変更に関する事項

下水道法改正に伴う下水道事業認可変更を含め、不定期に必要となる下水道事業認可変更に関する事務手続を行う。

#### 4 処理場・ポンプ場の性能に関する事項

##### (1) 放流水質基準と水処理方式の遵守

●●浄化センターの放流水質基準は下記を満たすものとする。また、水処理方式は、標準活性汚泥法とする。

表 4-1 放流水質基準

項目	単位	法定基準 ( ) 内は日平均	要求水準
pH	—	5.8~8.6	●~●
BOD	mg/L	25	●
COD	mg/L	25 (20)	●
SS	mg/L	70 (50)	●
全窒素	mg/L	40 (30)	●
全りん	mg/L	5 (3)	●
大腸菌群数	個/mg	3,000	●

##### (2) 汚泥リサイクルと汚泥処理方式の遵守

###### ア 汚泥リサイクル

事業期間中、下水汚泥リサイクル率 100%の維持に努めること。また、下水道バイオマスリサイクル率は応募時に提案があった場合、その水準とする。

###### イ 汚泥処理方式

汚泥処理方式は濃縮—脱水とすること。

### (3) 公害防止基準の遵守【案件により適宜修正】

運営権者は、下記に掲げるような基準及び関係法令、条例を遵守し、適切な措置を実施すること。

#### ア 騒音規制基準

C 県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第●に規定する規制基準

表 4-2 騒音規制基準

時刻	規制基準
午前 8 時から午後 6 時まで	55 d B
午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 6 時から午後 11 時まで	50 d B
午後 11 時から午前 6 時まで	45 d B

#### イ 悪臭基準

悪臭防止法による悪臭原因物の排出の規制地域の指定等（平成●年 C 県告示第●号）に規定する規制基準

表 4-3 悪臭基準

時刻	規制基準
敷地境界線上における規制基準	臭気指数 15
気体排出口の規制基準	排出口の実高さが 15m 以上の場合： 悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 1 号で算出した臭気排出強度による 排出口の実高さが 15m 未満の場合： 悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 1 号で算出した臭気指数による
排出水の規制基準	臭気指数 31

### (4) 耐震基準の遵守

耐震性能につき「下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）」、C 県の耐震建築物計画指針等の遵守による耐震性能を確保すること。

既存設備及び併置（自主改善）（※）による設備に関しては、劣化などによるぐらつきなど無いか点検し、必要に応じて安全性を確保する措置を講じること。

※運営権者自らが行う運営等の利便性向上のため、必要な設備・機器を自己負担により導入すること。

## 5 管きよの性能に関する事項

### （1）管きよにおける性能

本事業における管きよの性能とは、リスク評価を踏まえて、下水道施設の点検・調査、改築及び計画策定等に関する中長期的な視点に立った目指すべき方向性を確保すること。また、その効果の目標値と具体的な事業量の目標値の2つを設定すること。

なお、下水道事業における管きよの性能を確保するために、市が作成したストックマネジメント計画に基づき、適切に維持管理及び改築を実施し、流下性能を確保すること。

## 6 処理場・ポンプ場の改築に係る企画、調整、実施に関する業務

### (1) 基本的事項

#### ア 目的

対象施設の改築にあたって、本要求水準を満足するとともに、運営権者の創意工夫を十分に活かし、最適な時期及び改築方法によりライフサイクルコストの縮減、下水道機能の維持向上及び低炭素型の下水処理を実現することを目的とする。

#### イ 業務範囲

改築業務の範囲は、「●. ●(●)対象施設」に示す対象施設及び「●. ●(●)対象工種」に示す対象工種に対して、「●. ●改築計画策定に関する事項」及び「●. ●改築工事に関する事項」の業務を実施すること。

#### ウ 業務内容

処理場・ポンプ場の改築にあたっては、下記の業務内容を含めること。

##### (ア) 改築計画策定

##### (イ) 改築工事

- a. 工事計画書作成
- b. 設計図書作成
- c. 工事

##### (ウ) 改築計画のデータ更新・運営、改築工事の監督業務

- a. 改築方針や設計方針の策定
- b. 市との調整
- c. 工事間の工程管理・調整
- d. 監督業務に関する書類の整理
- e. 改築計画策定、設計図書作成における成果内容確認
- f. 工事における段階確認の実施、市検査等の対応

#### エ 業務体制

運営権者は、以下に示す業務について、記載の要件を満たす者に責任をもって行わせること。

##### (ア) 計画策定及び設計図書作成

計画策定や設計図書作成に関しては、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））又は一般社団法人建設コンサルタント協会が認定する R C C M（下水道）の資格を有する者を、管理技術者及び照査技術者として業務を行わせること。また、建築設計を含む場合は、建築法に基づく資



格を有する者に行わせること。なお、本業務について委託する場合、受託者等は当該業務を、上記資格を有する者に行わせること。

(イ) 工事

工事に関しては、建設業法に基づく措置をとること。

(ウ) 監督業務

監督業務に関しては、運営権者と雇用関係にあり、下水道施行令第15条の資格を有する者を監督員とし配置すること。

(エ) 市検査への対応

市が行う検査には、改築に係る責任者及び監督員は立ち会わなければならない。

オ 業務着手・終了書類の提出

(2) 改築実施基準

ア 対象施設の処理能力

運営権設定対象施設の改築に伴う処理能力に関する要求水準を以下に示す。

(ア) ●●浄化センター

a. 揚水施設

本浄化センターは、流入水をポンプ設備により、水処理施設まで揚水している。揚水施設において求める要求水準を以下に示す。

表 6-1 揚水施設の要求水準

項目	要求水準	備考
ポンプ設備	流入水量 (時間最大) ●m <sup>3</sup> /分	既存ポンプ台数●台 (うち●台予備)

b. 水処理施設

本浄化センターの水処理方式は、標準活性汚泥法である。水処理施設において求める要求水準を以下に示す。放流水質については4も参照のこと。ただし、任意事業として定める通り処理水量、水質基準に影響がないことが担保できる場合には水処理方式の変更も認められる。

表 6-2 水処理施設の要求水準

項目	要求水準	備考
水処理能力	m <sup>3</sup> /日	流入水量日平均と日最大

c. 汚泥処理施設

本浄化センターの汚泥処理方式は、濃縮—脱水である。汚泥処理施設において求める要求水準を以下に示す。

表 6-3 汚泥処理施設の要求水準

項目	要求水準
脱水汚泥	含水率：80%程度を目安とする

(イ) ●●中継ポンプ場

a. 揚水施設

本中継ポンプ場の揚水施設において求める要求水準を以下に示す。

表 6-4 揚水施設の要求水準

項目	要求水準	備考
ポンプ設備	流入水量（時間最大） 約●●m <sup>3</sup> /分	既存ポンプ台数●●台

イ 対象設備の性能

対象設備の設計又は選定は、「下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）」に準じて行うこと。

各設備の必要台数・必要能力は、流入水量、流入水質等の実績・予測、既存能力、既存配置及び技術提案事項を踏まえ、設定すること。また、委託する場合においては、技術又は工夫について複数の提案を求めること等により、その品質の確保及び向上に努めること。

設備の構造、材質、規格の設定は任意であるが、既存設備に比べ省エネルギー性能向上に努め、経済性及び維持管理性等を勘案し各設備の用途に応じて設定すること。

(ア) 機械設備の特記事項

機械設備の対象範囲は、「別紙●● スtockマネジメント計画における改築方針」に示す設備である。機械設備の材質は、腐食及び磨耗に十分耐え、堅牢なものとする。臭気対策について考慮する。

(イ) 電気設備の特記事項

電気設備の対象範囲は、「別紙●● スtockマネジメント計画における改築方針」に示す設備である。

(ウ) 土木の特記事項

土木の対象範囲は、「別紙●● スtockマネジメント計画における改築方針」に示す施設・設備である。

(エ) 建築の特記事項

建築の対象範囲は、「別紙●● スtockマネジメント計画における改築方針」に示す施設・設備である。

(オ) 耐震性能の確保

改築を行う設備の耐震性能は、「耐震指針類」を遵守し、耐震性能を確保すること。

改築に伴い、既存躯体を補強する場合は、「耐震指針類」を遵守し、既存躯体の耐震レベルに合わせた補強を行うこと。

なお、附帯事業により土木建築施設を新設する場合は、「耐震指針類」を遵守し、耐震性能を確保すること。

#### ウ 対象設備の耐用年数

改築を実施するための対象設備の耐用年数について下記の通り定める。なお、処分制限期間及び標準耐用年数表については別紙3に示す。

- (ア) 処分制限期間以上の継続・機能保持
- (イ) 標準耐用年数以上の継続・機能保持
- (ウ) 改築（長寿命化対策）を実施した設備は対策実施時点から数えて処分制限期間以上使用するとともに、原則として当初の設置時点から標準耐用年数以上使用すること
- (エ) 更新を実施した設備は更新実施時点から数えて標準耐用年数以上使用すること

### (3) 改築計画策定に関する事項

#### ア 市が策定したストックマネジメント計画に関する事項

##### (ア) 改築計画に関する事項

本業務において実施した各種点検・調査結果のデータ等により、市が策定したストックマネジメント計画のデータを更新し、運用の支援を行う。

##### (イ) 改築計画の実施フロー

市が策定したストックマネジメント計画において、下記修繕・改築計画を策定済みである。

修繕・改築計画（令和 ●年度から令和 ●年度）

市は、第1期の修繕・改築計画の内容について、基本協定締結後に、優先交渉権者と協議・調整した後、運営権者と改築実施基本協定を締結する。

なお、第2期以降については、市と協議の上、市が示す一定の水準を確保することが可能であれば修繕・改築計画を見直す。

### (4) 改築工事に関する事項

改築工事にあたっては下記の事項を行うこと。

#### (ア) 工事計画書の作成、市への提出

運営権者は、改築実施基本協定に基づき、5年間の設計及び工事に関する方針、概要、スケジュール等をまとめた工事計画書を作成すること。

工事計画書は、以下に基づき作成し、市に提出すること。

a 対象範囲

改築実施基本協定で示された範囲を対象とする。

b 方針・概要

工事発注ロットを定め、設計及び工事を行う上での方針、概要をまとめること。

c 設計及び工事スケジュール

設計スケジュールは、工事時期と調整を図り、立案すること。工事スケジュールは、維持管理計画等を踏まえて立案すること。

また、工事ロットごとに事業費をまとめ、各年度での年度出来形を定めること。

d 留意事項

設計及び工事を行う上での留意事項（市や関係各署との調整事項、住民との調整事項、仮設計画等）をまとめること。

e その他

内容に変更が生じた場合は、変更工事計画書を提出すること。その他、市が指示する資料をまとめること。

(イ) 設計に関する事項

設計に関する事項を以下に示す。

a 設計に関する一般的事項（設計に関する許認可、関係法令の遵守、安全性の確保）

運営権者は、本要求水準書、改築計画書及び工事計画書を基に、改築工事の実施にあたり必要となる設計を行うこと。

設計では、対象施設・設備の容量計算等の設計計画、設計図、機器仕様書、各種計算書及び設計書（工事費内訳書）を作成すること。

b 設計に関する許認可等

運営権者は、工事に伴う法令等で定められた各種申請等の書類作成、手続きに対し、市と協議の上、事業スケジュールに支障のないよう実施すること。また、市が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合は、運営権者は書類作成及び手続き等協力すること。

c 関係法令の順守

設計にあたっては、別紙2に定める関係法令に順守したものとすること。

d 安全性の確保

(a) 対象設備を改築する場合は、既存設備の荷重（自重、動荷重）を確認し、改築後の荷重が既設荷重以下であることを確認する

こと。改築する設備の荷重が既設荷重を超える場合は、新規に構造計算を実施し、必要ならば躯体の補強を実施すること。

- (b) 災害等の緊急時において、施設を安全に停止できるシステムとすること。
- (c) 災害時、故障時等のフェールセーフ機能として、インターロック回路の構築やバックアップを考慮すること。
- (d) 施設敷地内を安全かつ衛生的に保つための対策を講じること。

(ウ) 積算に関する要求水準

設計内容を踏まえ、下水道用設計標準歩掛表※に沿って工事費の積算を行い、設計書（工事費内訳書）を作成すること。

※積算体系は、下水道用設計標準歩掛表に準ずる。作業人工や経費に関しては、積算基準以下とする。提案書類のコスト削減策を反映すること。基本設計段階で予見できなかった事による、現場条件の変更起因する理由と著しい物価変動等による理由以外は、事業費の増額変更は行わない。増額変更に関しては、実施契約書にて示す。見積結果など価格設定に関わる資料を添付すること。

(エ) 設計に関する図書の市への提出（設計完了後）と承諾

運営権者は、設計完了後、以下に示す設計図書を市に1部提出し、承諾を得なければならない。なお、様式については任意とする。

a 各種検討書、各種計算書

- (a) 設計図
- (b) 機器仕様書（製作仕様書、機器製作図・承諾図）
- (c) 工事実施工程表
- (d) 概算工事費（工事費内訳書、見積書等価格設定資料）
- (e) 電子データ
- (f) その他市が指示する図書

イ 工事業務

工事業務には下記を含めること。

(ア) 工事に関する一般的事項

a 責任施工

設備の処理能力及び性能、工事に関する法令順守は、全て運営権者の責任により確保すること。また、運営権者は要求水準に明示されていない事項であっても、要求水準を確保するために必要なものは、運営権者の負担で措置すること。

**b 工事に伴う許認可**

工事にあたって必要となる許認可等については、運営権者の責任及び負担において行うこと（許可申請手数料を含む）。また、市が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合は、運営権者は書類作成及び手続き等について、事業スケジュールに支障のない時期に実施できるように協力すること。

**c 製作図及び施工図等の提出**

運営権者は、設計図書の機器仕様書にて定める機器製作図、製作仕様書及び施工図等に変更、追加がある場合は、変更承諾図書を作成し、機器製作に先立ち市に提出し承諾を得ること。

**d 施工計画書の提出**

運営権者は、現場施工着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法、施工管理等についての施工計画書を作成し市に提出すること。

また、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を市に提出すること。

市に提出する施工計画書には、次の事項を記載すること。

- (a) 工事概要
- (b) 主要資材
- (c) 施工方法（仮設計画含む）
- (d) 施工管理方法
- (e) 安全管理
- (f) 緊急時の体制及び対応
- (g) その他市が指示する事項

**e 施工管理**

- (a) 運営権者は、施工計画書に示される施工方法で施工し、本施設の能力が十分発揮するよう、十分な施工管理を行うこと。
- (b) 運営権者は、施工管理記録を速やかに作成、保管し、市の請求があった場合は直ちに提示すると共に、工事完成時に提出すること。
- (c) 運営権者は、完成時に不可視となる部分や、履行状況が確認できるように写真を撮り、保管し、市の請求があった場合は直ちに提示すると共に、工事完成時に提出すること。
- (d) 運営権者は、工事の進捗状況を管理、記録し、市が行う進捗状況の確認に協力すること。工事工程の遅れが明らかとなる、又は遅延の

おそれが見込まれるときは、その旨を速やかに市に報告し、市と協議すること。

**f 安全管理**

- (a) 運営権者は、工事中における安全確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。
- (b) 運営権者は、関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保すること。
- (c) 運営権者は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 30 条第 1 項に規定する措置が必要な場合は、同条第 2 項の規定に基づき、措置を講じる者を指名すること。
- (d) 運営権者は、既存施設等に損害を与えた場合は、直ちに市へ報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修すること。

**g 緊急時の体制及び対応**

- (a) 運営権者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止める為の防災体制を確立すること。また、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講じること。
- (b) 上記保全措置については、施工計画書の⑥緊急時の体制及び対応に記載すること。
- (c) 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに市及び関係機関へ通知すること。
- (d) 運営権者は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとること。またその内容を速やかに市に報告すること。

**h 保全管理への対応**

工事情報、設備情報等の内容に関して、市が管理する施設情報システムへ登録すること。

**(イ) 試運転及び性能試験**

**a 試運転**

試運転とは、本施設を構成する設備等が必要な設計仕様を満足していることを確認し、かつ、総合的な運転調整を行うものであり、運営権者は、試運転の要領を記載した試運転計画書を作成し、市の確認を受けた上で行う。市は試運転に立会うことができる。



**b 性能試験**

性能試験とは、本施設が本要求水準書に示す性能及び設計図書を満足することを確認するために行うものであり、運営権者は、性能試験の要領を記載した性能試験計画書を作成し、市の確認を受けた上で行う。市は試験に立会うことができる。

(ウ) 完成図書の提出（２部）

(エ) 市の完成検査の受検

**a 完成図書（金文字、黒表紙）**

- ① 工事完成図
- ② 機器仕様書
- ③ 機器取扱説明書
- ④ 組織表、アフターサービス
- ⑤ 施工管理記録
- ⑥ 運転操作に関する説明書
- ⑦ 官公庁手続き書類
- ⑧ 工事請負契約書（写）

**b 工事写真帳**

**c 電子データ**

**d その他市が指示する図書**

**(５) その他**

その他、処理場・ポンプ場の改築にあたっては、下記の事項を定めること。

**ア 既存施設の解体撤去に関する事項（解体撤去による産業廃棄物搬出の場合）**

運営権者は、解体撤去による産業廃棄物を搬出する場合は、産業廃棄物処理票（マニフェスト）又は、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認すること。

運営権者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）を遵守し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。

撤去品のうち有価物については、設計書（工事費内訳書）において売却費として計上し運営権者の責任により処理すること。

**イ 国交付金交付要綱に関する事項**

改築計画、設計及び工事が国の交付金交付対象となる場合は、当該交付金交付要綱等に適合するように行うこと。

なお、交付対象外の場合であっても、事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を示すこと。

ウ 会計実地検査等に関する事項

改築計画、設計及び工事において、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと。

エ 工事实績データに関する事項

(ア) 設計・選定を『下水道施設計画・設計指針と解説』（日本下水道協会）に準じて実施

(イ) 各設備の必要台数・必要能力は、流入水量、流入水質等の実績・予測、既存能力、既存配置及び技術提案台数を踏まえ設定

(ウ) 委託時には技術又は工夫について複数の提案を求めること等により品質確保・向上につとめる

(エ) 設備の構造、材質、規格の設定は任意であるものの既存設備に比べ省エネルギー性能向上に努め経済性及び維持管理性等を勘案し各設備の用途に応じて設定

(オ) 機械設備の特記事項

(カ) 電気設備の特記事項

(キ) 土木の特記事項

(ク) 建築の特記事項

(ケ) 耐震性能の確保

オ 対象設備の耐用年数

改築を実施するための対象設備の耐用年数について下記の通り定める。

(ア) 処分制限期間以上の継続・機能保持

(イ) 標準耐用年数以上の継続・機能保持

(ウ) 長寿命化対策を実施した設備は対策実施時点から数えて処分制限期間以上使用するとともに、原則として当初の設置時点から標準耐用年数以上使用すること

(エ) 更新を実施した設備は更新実施時点から数えて標準耐用年数以上使用すること

## 7 管きよの改築に係る企画、調整、実施に関する業務

### (1) 基本的事項

#### ア 目的

対象施設の改築にあたって、本要求水準を満足するとともに、運営権者の創意工夫を十分に活かし、最適な時期及び改築方法によりライフサイクルコストの縮減、下水道機能の維持向上及び低炭素型の下水処理を実現することを目的とする。

#### イ 業務範囲

改築業務の範囲は、「●. ●(●)対象施設」に示す対象施設及び「●. ●(●)対象工種」に示す対象工種に対して、「●. ●改築計画策定に関する事項」及び「●. ●改築工事に関する事項」の業務を実施すること。

#### ウ 業務内容

管きよの改築にあたっては、下記の業務内容を含めること。

##### (ア) 改築計画策定

##### (イ) 改築工事

- a. 工事計画書作成
- b. 設計図書作成
- c. 工事

##### (ウ) 改築計画のデータ更新・運営、改築工事の監督業務

- a. 改築方針や設計方針の策定
- b. 市との調整
- c. 工事間の工程管理・調整
- d. 監督業務に関する書類の整理
- e. 改築計画策定、設計図書作成における成果内容確認
- f. 工事における段階確認の実施、市検査等の対応

#### エ 業務体制

運営権者は、以下に示す業務について、記載の要件を満たす者に責任をもって行わせること。

##### (ア) 計画策定及び設計図書作成

計画策定や設計図書作成に関しては、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））又は一般社団法人建設コンサルタント協会が認定する R C C M（下水道）の資格を有する者を、管理技術者及び照査技術者として業務を行わせること。また、建築設計を含む場合は、建築法に基づく資

格を有する者に行わせること。なお、本業務について委託する場合、受託者等は当該業務を、上記資格を有する者に行わせること。

(イ) 工事

工事に関しては、建設業法に基づく措置をとること。

(ウ) 監督業務

監督業務に関しては、運営権者と雇用関係にあり、下水道施行令第15条の資格を有する者を監督員とし配置すること。

(エ) 市検査への対応

市が行う検査には、改築に係る責任者及び監督員は立ち会わなければならない。

オ 業務着手・終了書類の提出

## (2) 改築実施基準

### ア 対象施設の処理能力

#### (ア) 管きょ

管きょにおける要求水準を以下に示す。

表 7-1 管きょの要求水準

項目	要求水準	備考
管きょ	1 回目の改築で用いる工法 更生工法	φ 150 以上の管きょを対象 ※ φ 100 以下の管きょについては、1 回目の改築より、採用改築工法は、「布設替え工法」を採用すること。
	2 回目の改築で用いる工法 布設替え工法	

### イ 対象設備の性能

対象設備の設計又は選定は、「下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）」に準じて行うこと。

施設の構造、材質、規格の設定は任意であるが、既存設備に比べ省エネルギー性能向上に努め、経済性及び維持管理性等を勘案し各設備の用途に応じて設定すること。

#### (ア) 土木の特記事項

土木の対象範囲は、「別紙●● スtockマネジメント計画における改築方針」に示す施設・設備である。

#### (イ) 耐震性能の確保

改築を行う設備の耐震性能は、「耐震指針類」を遵守し、耐震性能を確保すること。

改築に伴い、既存躯体を補強する場合は、「耐震指針類」を遵守し、既存躯体の耐震レベルに合わせた補強を行うこと。

なお、附帯事業により土木建築施設を新設する場合は、「耐震指針類」を遵守し、耐震性能を確保すること。

#### ウ 対象設備の耐用年数

改築を実施するための対象設備の耐用年数について下記の通り定める。なお、処分制限期間及び標準耐用年数表については別紙3に示す。

- (ア) 処分制限期間以上の継続・機能保持
- (イ) 標準耐用年数以上の継続・機能保持
- (ウ) 改築（長寿命化対策）を実施した設備は対策実施時点から数えて処分制限期間以上使用するとともに、原則として当初の設置時点から標準耐用年数以上使用すること
- (エ) 更新を実施した設備は更新実施時点から数えて標準耐用年数以上使用すること

### (3) 改築計画策定に関する事項

#### ア 市が策定したストックマネジメント計画に関する事項

##### (ア) 改築計画に関する事項

本業務において実施した各種点検・調査結果のデータ等により、市が策定したストックマネジメント計画のデータを更新し、運用の支援を行う。

##### (イ) 改築計画の実施フロー

市が策定したストックマネジメント計画において、下記修繕・改築計画を策定済みである。

修繕・改築計画（令和 ●年度から令和 ●年度）

市は、第1期の修繕・改築計画の内容について、基本協定締結後に、優先交渉権者と協議・調整した後、運営権者と改築実施基本協定を締結する。

なお、第2期以降については、市と協議の上、市が示す一定の水準を確保することが可能であれば修繕・改築計画を見直す。

### (4) 改築工事に関する事項

改築工事にあたっては下記の事項を行うこと。

#### (ア) 工事計画書の作成、市への提出

運営権者は、改築実施基本協定に基づき、5年間の設計及び工事に関する方針、概要、スケジュール等をまとめた工事計画書を作成すること。

工事計画書は、以下に基づき作成し、市に提出すること。

**a 対象範囲**

改築実施基本協定で示された範囲を対象とする。

**b 方針・概要**

工事発注ロットを定め、設計及び工事を行う上での方針、概要をまとめること。

**c 設計及び工事スケジュール**

設計スケジュールは、工事時期と調整を図り、立案すること。工事スケジュールは、維持管理計画等を踏まえて立案すること。

また、工事ロットごとに事業費をまとめ、各年度での年度出来形を定めること。

**d 留意事項**

設計及び工事を行う上での留意事項（市や関係各署との調整事項、住民との調整事項、仮設計画等）をまとめること。

**e その他**

内容に変更が生じた場合は、変更工事計画書を提出すること。その他、市が指示する資料をまとめること。

**(イ) 設計に関する事項**

**a 設計に関する一般的事項（設計に関する許認可、関係法令の遵守、安全性の確保）**

運営権者は、本要求水準書、改築計画書及び工事計画書を基に、改築工事の実施にあたり必要となる設計を行うこと。

設計では、対象施設・設備の容量計算等の設計計画、設計図、機器仕様書、各種計算書及び設計書（工事費内訳書）を作成すること。

設計に関する事項を以下に示す。

**b 設計に関する許認可等**

運営権者は、工事に伴う法令等で定められた各種申請等の書類作成、手続きに対し、市と協議の上、事業スケジュールに支障のないよう実施すること。また、市が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合は、運営権者は書類作成及び手続き等協力すること。

**c 関係法令の順守**

設計にあたっては、別紙2に定める関係法令に順守したものとすること。

#### d 安全性の確保

- (a) 対象設備を改築する場合は、既存設備の荷重（自重、動荷重）を確認し、改築後の荷重が既設荷重以下であることを確認すること。改築する設備の荷重が既設荷重を超える場合は、新規に構造計算を実施し、必要ならば躯体の補強を実施すること。
- (b) 災害等の緊急時において、施設を安全に停止できるシステムとすること。
- (c) 災害時、故障時等のフェールセーフ機能として、インターロック回路の構築やバックアップを考慮すること。
- (d) 施設敷地内を安全かつ衛生的に保つための対策を講じること。

#### (ウ) 積算に関する要求水準

設計内容を踏まえ、下水道用設計標準歩掛表※に沿って工事費の積算を行い、設計書（工事費内訳書）を作成すること。

※積算体系は、下水道用設計標準歩掛表に準ずる。作業人工や経費に関しては、積算基準以下とする。提案書類のコスト縮減策を反映すること。基本設計段階で予見できなかった事による、現場条件の変更に起因する理由と著しい物価変動等による理由以外は、事業費の増額変更は行わない。増額変更に関しては、実施契約書にて示す。見積結果など価格設定に関わる資料を添付すること。

#### (エ) 設計に関する図書の市への提出（設計完了後）と承諾

運営権者は、設計完了後、以下に示す設計図書を市に1部提出し、承諾を得なければならない。なお、様式については任意とする。

##### a 各種検討書、各種計算書

- (a) 設計図
- (b) 機器仕様書（製作仕様書、機器製作図・承諾図）
- (c) 工事実施工程表
- (d) 概算工事費（工事費内訳書、見積書等価格設定資料）
- (e) 電子データ
- (f) その他市が指示する図書

#### イ 工事業務

工事業務には下記を含めること。

##### (ア) 工事に関する一般的事項

##### a 責任施工

設備の処理能力及び性能、工事に関する法令順守は、全て運営権者の責任により確保すること。また、運営権者は要求水準に明示されてい



い事項であっても、要求水準を確保するために必要なものは、運営権者の負担で措置すること。

**b 工事に伴う許認可**

工事にあたって必要となる許認可等については、運営権者の責任及び負担において行うこと（許可申請手数料を含む）。また、市が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合は、運営権者は書類作成及び手続き等について、事業スケジュールに支障のない時期に実施できるように協力すること。

**c 製作図及び施工図等の提出**

運営権者は、設計図書の機器仕様書にて定める機器製作図、製作仕様書及び施工図等に変更、追加がある場合は、変更承諾図書を作成し、機器製作に先立ち市に提出し承諾を得ること。

**d 施工計画書の提出**

運営権者は、現場施工着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法、施工管理等についての施工計画書を作成し市に提出すること。

また、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を市に提出すること。

市に提出する施工計画書には、次の事項を記載すること。

- (a) 工事概要
- (b) 主要資材
- (c) 施工方法（仮設計画含む）
- (d) 施工管理方法
- (e) 安全管理
- (f) 緊急時の体制及び対応
- (g) その他市が指示する事項

e 施工管理

- (a) 運営権者は、施工計画書に示される施工方法で施工し、本施設の能力が十分発揮するよう、十分な施工管理を行うこと。
- (b) 運営権者は、施工管理記録を速やかに作成、保管し、市の請求があった場合は直ちに提示すると共に、工事完成時に提出すること。
- (c) 運営権者は、完成時に不可視となる部分や、履行状況が確認できるように写真を撮り、保管し、市の請求があった場合は直ちに提示すると共に、工事完成時に提出すること。
- (d) 運営権者は、工事の進捗状況を管理、記録し、市が行う進捗状況の確認に協力すること。工事工程の遅れが明らかとなる、又

は遅延のおそれが見込まれるときは、その旨を速やかに市に報告し、市と協議すること。

f 安全管理

(a) 運営権者は、工事中における安全確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。

(b) 運営権者は、関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保すること。

(c) 運営権者は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 30 条第 1 項に規定する措置が必要な場合は、同条第 2 項の規定に基づき、措置を講じる者を指名すること。

(d) 運営権者は、既存施設等に損害を与えた場合は、直ちに市へ報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修すること。

g 緊急時の体制及び対応

(a) 運営権者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止める為の防災体制を確立すること。また、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講じること。

(b) 上記保全措置については、施工計画書の⑥緊急時の体制及び対応に記載すること。

(c) 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに市及び関係機関へ通知すること。

(d) 運営権者は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとること。またその内容を速やかに市に報告すること。

h 保全管理への対応

工事情報、設備情報等の内容に関して、市が管理する施設情報システムへ登録すること。

(イ) 性能試験

性能試験とは、本施設が本要求水準書に示す性能及び設計図書を満足することを確認するために行うものであり、運営権者は、性能試験の要領を記載した性能試験計画書を作成し、市の確認を受けた上で行う。市は試験に立会うことができる。

(ウ) 完成図書の提出（２部）

(エ) 市の完成検査の受検

a 完成図書（金文字、黒表紙）

- ① 工事完成図
- ② 組織表、アフターサービス
- ③ 施工管理記録
- ④ 運転操作に関する説明書
- ⑤ 官公庁手続き書類
- ⑥ 工事請負契約書（写）

b 工事写真帳

c 電子データ

d その他市が指示する図書

## （５） その他

その他、処理場・ポンプ場の改築にあたっては、下記の事項を定めること。

ア 既存施設の解体撤去に関する事項（解体撤去による産業廃棄物搬出の場合）

運営権者は、解体撤去による産業廃棄物を搬出する場合は、産業廃棄物処理票（マニフェスト）又は、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認すること。

運営権者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）を遵守し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。

撤去品のうち有価物については、設計書（工事費内訳書）において売却費として計上し運営権者の責任により処理すること。

イ 国交付金交付要綱に関する事項

改築計画、設計及び工事が国の交付金交付対象となる場合は、当該交付金交付要綱等に適合するように行うこと。

なお、交付対象外の場合であっても、事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を示すこと。

ウ 会計実地検査等に関する事項

改築計画、設計及び工事において、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと。

エ 工事实績データに関する事項

- (ア) 設計・選定を『下水道施設計画・設計指針と解説』（日本下水道協会）に準じて実施
- (イ) 各設備の必要台数・必要能力は、流入水量、流入水質等の実績・予測、既存能力、既存配置及び技術提案台数を踏まえ設定
- (ウ) 委託時には技術又は工夫について複数の提案を求めること等により品質確保・向上につとめる
- (エ) 設備の構造、材質、規格の設定は任意であるものの既存設備に比べ省エネルギー性能向上に努め経済性及び維持管理性等を勘案し各設備の用途に応じて設定
- (オ) 土木の特記事項
- (カ) 建築の特記事項
- (キ) 耐震性能の確保

オ 対象設備の耐用年数

改築を実施するための対象設備の耐用年数について下記の通り定める。

- (ア) 処分制限期間以上の継続・機能保持
- (イ) 標準耐用年数以上の継続・機能保持
- (ウ) 長寿命化対策を実施した設備は対策実施時点から数えて処分制限期間以上使用するとともに、原則として当初の設置時点から標準耐用年数以上使用すること
- (エ) 更新を実施した設備は更新実施時点から数えて標準耐用年数以上使用すること

## 8 処理場・ポンプ場の維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務

### (1) 基本的事項

#### ア 目的

対象施設の仕組みや構造、機能等を理解し、関連する法令を遵守しながら、予防保全の視点で 計画的かつ効率的・効果的な管理を行い、本要求水準を満足するとともに、運営権者の創意工夫 を十分に活かし、最適な維持管理方法を選択し、安定した維持管理を事業期間中継続して実現することを目的とする。

#### イ 業務範囲

処理場・ポンプ場における維持管理業務の業務範囲は以下とすること。

##### (ア) 運転管理

- a 水質管理（水処理施設の運転操作及び監視等）
- b 汚泥管理（汚泥処理施設の運転操作及び監視等）
- c エネルギー管理（エネルギー使用箇所や使用量の確認及び記録等）
- d 廃棄物管理（沈砂、し渣、汚泥の処分等）

##### (イ) 保全管理

- a 保守点検（機器の異常有無の確認、調整・修理・取替等）
- b 調査（改築時期及び範囲を特定する情報の収集）
- c 修繕（故障若しくは老朽化した設備の一部取換え）

##### (ウ) 修景護岸部分の見回り・点検

##### (エ) その他

- a 物品等の調達管理（消耗品、部品、付属品、予備品、ユーティリティの調達等）
- b 施設情報管理（運転管理、保全管理で発生した情報の登録）
- c 施設環境の保全（清掃、除草、植栽管理、修繕等）
- d 周辺環境の保全（環境保全に関する法令の遵守）
- e 安全衛生管理（作業環境の保全等）

#### ウ 実施体制

処理場・ポンプ場の維持管理にあたっては、以下の体制で実施すること。

- (ア) 浄化センターでは 24 時間終日監視体制の構築
- (イ) ポンプ場では送水能力を確保して適正に運転するために必要な巡視監視体制及び遠隔監視体制の構築
- (ウ) 豪雨、停電、重大故障事故発生等の非常時対応を要する事態、または生じる恐れがある場合には緊急対応ができる体制
  - 維持管理において法令上以下に掲げる有資格者が実施すべき業務にはそれぞれ必要な有資格者が担当すること
    - ・ 下水道法施行令第 15 条の 3 に定める資格を有する技術者
    - ・ 防火管理者
    - ・ 危険物取扱者（甲種又は乙種第 4 類）
    - ・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
    - ・ 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
    - ・ 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
    - ・ 玉掛け技能講習修了者
    - ・ フォークリフト運転技能講習修了者
    - ・ 自動車運転免許（普通以上）
    - ・ 電気主任技術者（第 1 種又は第 2 種）
    - ・ エネルギー管理士又はエネルギー管理講習修了者
    - ・ その他業務履行上必要とする法令で定められた資格者等

## (2) 維持管理基準の遵守

処理場・ポンプ場及び管きよの維持管理については下記の基準を設定すること。

### ア 流入基準

- ・ ●●浄化センターの水量に関する流入基準
  - <項目：範囲>
  - 日最大流入水量 [m<sup>3</sup>/日] :
- ・ ●●浄化センターの水質に関する流入基準
  - <項目：流入基準(上限)>
  - BOD [mg/L] :
  - SS [mg/L] :
  - pH (水素イオン) :
  - ※ BOD、SS は、場内返流水を含む実績値

#### イ 放流水質基準

- 浄化センターの放流水の水質は、処理場出口において以下に示す水質項目についてそれぞれの基準を超えないように維持管理しなければならない。

＜項目：放流水質基準＞

BOD [mg/L] :

SS [mg/L] :

pH(水素イオン) :

大腸菌群数 [個/mL] :

#### ウ 産業廃棄物に関する基準

- 下水道施設から発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準拠した適切な処理の実施
- 汚泥等の産業廃棄物及び沈渣等の一般廃棄物の外部搬出は、周辺環境に十分配慮し、適切な時間帯に行うとともに、廃棄物の飛散・流出を防止し臭気対策を実施

#### エ 施設環境の保全に関する基準

- 外構、建屋諸室及び管廊等の清掃を行い、対象施設を衛生的に維持
- 各施設の除草、植栽管理、修繕等を行い、美観を維持

#### オ 周辺環境の保全に関する基準

- 事業期間中は適切に設備点検を実施し環境保全に関する法令を遵守
- 大気測定及び臭気測定を実施し周辺環境の保全状況を確認（採取箇所、試験項目及び頻度は、「別紙●水質分析及び環境計測基準」を参考にしつつ、施設の状況を考慮し適切に設定）
- 想定される大地震に対応するために策定する総合地震対策計画において定められた地震対策に沿って、修景護岸部を含む処理場敷地内の目視による点検を実施し異常の有無を確認
- 異常発生時の原因特定と速やかな改善

#### カ 安全衛生管理に関する基準

- 安全衛生管理に十分な注意を払い、作業環境の保全に努め、安全かつ安定的に維持管理業務を遂行
- 関係法令に基づき、環境測定を実施（採取箇所、試験項目及び頻度は、「別紙●水質分析及び環境計測基準」を参考にしつつ、施設の状況を考慮し適切に設定）
- 異常発生時の原因特定と速やかな改善



### (3) 維持管理計画書に関する事項

処理場・ポンプ場及び管きよの維持管理においては、それぞれ下記の事項について作成する。

#### ア 運転管理計画書

下記の事項を盛り込んだ5年間の運転管理計画書を市と協議の上作成し提出すること。

- ・水質管理計画
- ・汚泥管理計画
- ・エネルギー管理計画
- ・リスク対応計画

#### イ 保全管理計画書

『下水道維持管理指針（日本下水道協会）』に準拠し、下記の事項を盛り込んだ5年間の保全管理計画書を作成し市に提出すること。

- ・保守点検計画
- ・調査計画
- ・修繕計画

#### ウ 年間維持管理作業計画書

下記の事項を盛り込んだ当該年に係る年間維持管理作業計画書を作成し市に提出すること。

- ・運転管理計画を踏まえた年間運転管理作業計画
- ・保全管理計画を踏まえた年間保全管理作業計画
- ・廃棄物管理計画
- ・安全衛生管理計画
- ・その他当該年における実施予定業務に関する年間計画

#### エ 月間維持管理作業計画書

下記の事項を盛り込んだ当該年に係る月間維持管理作業計画書を作成し市に提出

- ・運転管理に関する月間作業計画
- ・保全管理に関する月間作業計画
- ・廃棄物管理計画
- ・その他当該月における実施予定業務に関する月間作業計画

### (4) 処理場・ポンプ場における運転管理に関する事項

処理場・ポンプ場の運転管理においては、下記の事項を実施する。

ア 目標を定めた運転管理計画の策定・実行

- (ア) 処理状況を調査・把握し、安定して良好な処理水質を維持するとともに、適切に汚泥を処理し、公共用水域の水質保全や水辺環境の改善等に寄与する。
- (イ) 下水道施設全体にわたって水質・水量等の監視、測定を実施し、これらの記録・蓄積された水質管理情報を運転操作等にフィードバックし、適切な管理を実施する。

イ 運転管理計画における水質管理に関する事項の記述

(ア) 水質管理計画について

a 水質管理目標

放流水質基準を遵守するため、流入水量・水質等の情報に基づき運転操作上設定する基準を運営権者自ら設定。

b 水質試験

以下の（a）から（c）までに掲げる水質試験について、「別紙●水質分析及び環境計測基準」を参考にしつつ、施設の状況を考慮し適切に設定。

ただし、（a）法定試験の箇所及び頻度は市と協議の上定め、記録は5年間保存するものとする。また、吐口においては「別紙 ● 水質分析及び環境計測基準」に定めるとおり試験を実施。

(a) 法定試験（放流水）

(b) 施設管理のための水質試験

(c) 水質監視のための水質試験(流入水及び放流先)

c 運転操作方法

水質管理目標を達成するため、各施設の運転操作と水質試験項目の相互関係を把握し、適切な運転監視頻度を設定。

水処理及び汚泥処理方式の特性を踏まえ、処理工程に組み込まれた各施設・設備の運転指標と運転条件、操作指標と操作量及び監視頻度を設定。

各施設について次の（a）、（b）を考慮した運転操作方法を設定。各施設の改築や修繕、点検の予定がある場合は、これを考慮した運転方法とする。

(a) 中継ポンプ場

処理場への流入下水の水量の均一化を図るため、運転間隔に注意し、揚水量を調整する等、送水先である処理場への影響を考慮した運転操作方法を設定。

(b) 処理場

水処理の各施設・設備の関連性を把握し、各施設・設備に対する水質試験項目、運転指標と運転条件及び操作指標と操作量に基づく管理方法を確立し、適切な運転操作方法を設定。

(イ) 水質管理の実施

ポンプ場・処理場施設の処理フローを熟知し、個々の施設の能力を的確に把握して、バランスよく操作を実施。

(ウ) 評価と見直し

水質管理計画は、実行した結果を踏まえ評価し、毎年度必要に応じて見直しを実施。

(エ) 水質管理記録の情報提供

水質管理により蓄積された情報は、施設等の増築・改築時の的確な計画・設計に必要であるため、蓄積されたデータ及び知見は積極的に計画・設計担当に情報提供する。

(オ) 流入基準を満たさない場合等の対応（水質管理目標値未達の場合）

運営権者が、悪質排水の流入等（流入水量が「●●●流入基準・●●●浄化センターの水量に関する流入基準」を上回った場合や流入水質が「●●●流入基準・●●●浄化センターの水質に関する流入基準」を満たさない場合、不可抗力その他の事由で正常な運転確保ができない場合。）の事実を確認した場合は、市及び運営権者は以下の措置を講じるものとする。

ただし、悪質排水の流入等の結果、要求水準「●●●放流水質基準と水処理方式の遵守」を満たさなくとも運営権者は責を負わないものとする。

運営権者は、放流水質の達成、未達成に関わらず、速やかに市に報告する。

市は、運営権者の情報に基づき悪質排水の流入等の原因究明に努めるものとする。

放流水質基準の未達成が生じた場合、もしくは恐れが生じた場合、運営権者は市と協議して緊急の改善措置を実施する。

運営権者は、放流水質が正常値になるまで、改善措置を実施し、その効果及び改善状況を市に報告する。

(カ) 放流水質基準を満たさない場合等の対応（放流水質基準に規定する基準未達となる恐れが生じた場合）

運営権者は、自らの水質分析その他により、水質管理目標値が未達となった場合は、以下の措置を講じる。

- a 市にすみやかに報告するとともに、その原因の究明を行う。
- b 原因が、悪質排水の流入等以外の場合は、運営権者の負担により改善措置を実施する。
- c 放流水質が正常値になるまで、改善措置の効果、改善状況を市に報告する。

また、運営権者は、自らの水質分析その他により、「●●●放流水質基準と水処理方式の遵守」に規定する基準が未達となる恐れが生じた場合は、以下の措置を講じなければならない。

- a 市にすみやかに報告するとともに、緊急改善措置を実施する。
- b 原因が、悪質排水の流入等以外の場合は、運営権者の負担により改善措置を実施する。
- c 放流水質が正常値になるまで、改善措置の効果、改善状況を市に報告する。
- d 改善措置の効果の確認にあたっては、計量証明によるものとし、その費用は運営権者の負担とする。

#### ウ 運転管理計画における汚泥処理に関する事項の記述

運営権者は、処理状況を調査・把握し、安定して良好な処理水質の維持につなげるため、適切に汚泥を処理すること。

汚泥濃度、含水率等の監視、測定を実施し、これらの記録・蓄積された情報を運転操作等にフィードバックし、固形物収支が平衡状態を保つよう適切な管理を実施する。

##### (ア) 汚泥管理計画

###### a 汚泥管理目標

汚泥処理施設を適正に管理するため、運転操作上設定する汚泥含水率等の基準を運営権者自ら設定し、遵守。

###### b 汚泥試験

「別紙●●水質分析及び環境計測基準」を参考にしつつ、施設の状況を考慮し適切に設定。

###### c 運転操作方法

汚泥管理目標を達成するため、各施設の運転操作と汚泥試験項目の相互関係を把握し、適切な運転監視頻度を設定。水処理及び汚泥処理方式の特性を踏まえ、処理工程に組み込まれた各施設・設備の運転指標と運転条件、操作指標と操作量及び監視頻度を設定。

処理場においては、濃縮汚泥の高濃度化、脱水汚泥の低含水率化及び脱水効率の向上に加え、返流水による水処理施設への悪影響を避けること、電力・燃料等の省エネルギー化に努めること等に留意し、運転操作方法を設定。なお、各施設の改築や修繕、点検の予定がある場合は、これを考慮した運転方法とする。

(イ) 汚泥管理の実施

ポンプ場・処理場施設の処理フローを熟知し、個々の施設の能力を的確に把握して、バランスよく操作すること。

(ウ) 評価と見直し

汚泥管理計画は、実行した結果を踏まえ評価し、毎年度必要に応じて見直しを実施。

(エ) 汚泥管理記録の情報提供

汚泥管理により蓄積された情報は、施設等の増築・改築時の的確な計画・設計に必要であるため、蓄積されたデータ及び知見は積極的に計画・設計担当に情報提供すること。

エ エネルギー管理及びユーティリティ管理に関する事項の記述

現状のエネルギー使用箇所やエネルギーの種類及び使用量を把握し、省エネルギー化を実現し、地球温暖化防止対策を推進すること。

(ア) エネルギー管理計画の内容

水質管理目標値への影響評価など水質管理計画及び汚泥管理計画との調整を行ったうえで、次の事項を盛り込むこと。

a エネルギー管理目標の設定

運転操作の工夫によって実現できるエネルギー管理目標を策定。

b エネルギー削減方法及び運転操作方法

目標を達成するため有効と考えられるエネルギー削減方法と、その実現のための設備の運転操作方法を検討。

(イ) エネルギー管理の実施

ポンプ場・処理場の処理フローを十分に理解し、エネルギー管理を実施。放流水質の確保等、施設本来の機能を損なわないように注意する。

(ウ) 評価と見直し

エネルギー管理計画は、実行した結果を踏まえ評価し、毎年度必要に応じて見直しを実施。

(エ) エネルギー管理記録の情報提供

エネルギー管理により蓄積された情報は、施設等の増築・改築時の的確な計画・設計に必要であるため、蓄積されたデータ及び知見は積極的に改築担当に情報提供する。

(オ) ユーティリティの調達・管理に関する事項

電力や、運転に必要な薬品及び燃料を調達し、適切に管理を行うこと。また、薬品及び燃料の調達にあたっては、適切な品質及び規格のものとし、設備及び機器等を劣化させないものとする。

オ リスク管理に関する事項の記述

(ア) リスク対応計画の内容

- a 停電・施設故障による機能低下・停止
- b 燃料貯留槽の破損
- c 薬品等の散逸、流出
- d 焼却設備等からの有害物質の排出
- e 有害物質の流入による活性汚泥等の死滅
- f 局所的大雨による異常流入
- g その他想定されるリスク

(イ) 評価と見直し

リスクに対応した結果を踏まえ、その結果が適正であったか評価し、必要に応じて毎年度計画の見直しを実施。

**(5) 処理場・ポンプ場における保全管理に関する事項**

処理場・ポンプ場の保全管理にあたっては、市が想定している水準を確保しつつ、下記に掲げる事項を実施すること。なお、点検・調査計画は「別紙●●点検・調査計画方針」で示す。

ア 保守点検に関する事項

点検は、日常的に巡回を実施し、運転状態の日常的傾向や異常の有無、経過時間等を確認し、異常がある場合は保守で対応する。処理場等施設・設備にあつては、機能維持のために目視や測定装置の使用等により異常の有無を確認すること。

(ア) 日常点検業務

各機器の異常の有無及び作動状況を確認し、記録。

(イ) 定期点検業務

各機器の損傷、腐食及び摩耗状況等を確認し、修理等の対策の必要性、対策方法等を検討するために、定期的に点検を行い、その状況を記録。

(ウ) 法定点検業務

関係法令等に定める点検及び検査を実施。

(エ) 保守業務

常に各機器が正常に稼働するよう、各機器に対して、定期的な油の補充・交換及び清掃や、異常が発見された場合に行う調整・修理・取替等を実施。

a 保守点検計画（対象施設、保守点検項目、保守点検方法及び判定基準、保守点検周期）

b 評価と見直し

保守点検の実施結果等を踏まえ、毎年度必要に応じて計画の見直しを実施。

c 調査記録の情報提供

保守点検により蓄積された情報は、調査の精度向上を図るために必要であるため、蓄積されたデータ及び知見は積極的に調査担当に情報提供する。

イ 調査に関する事項

調査業務では、改築時期及び範囲を特定する情報を収集する。

各機器の特性に応じて、目視・聴覚等による定性的な把握や、測定機器等を用いて劣化の実態や動向を確認し、記録する。なお、調査業務は、客観的に調査結果の妥当性が判断できるよう努めること。また、調査にあたっては、「別紙●● 点検・調査計画の方針」に準じること。

a 調査計画（各設備の管理方法、対象施設、実施時期、調査単位、項目、調査方法、概算費用）

b 評価と見直し

調査の実施結果等を踏まえ、毎年度必要に応じて計画の見直しを実施。

c 調査記録の情報提供

調査により蓄積された情報は、施設等の増築・改築時の的確な計画・設計に必要であるため、蓄積されたデータ及び知見は積極的に改築担当に情報提供する。

#### ウ 修繕に関する事項

揚水・水処理・汚泥処理に影響を与えないように、機能低下及び故障停止並びに事故を未然に防止するため、修繕を実施。

##### (ア) 予防保全的修繕

運営権者は、「別紙●● 資産の管理方法」で示している状態監視保全の設備について定期修繕を行うとともに、稼働時間・点検・調査結果に基づいた計画修繕を実施。

##### (イ) 事後保全的修繕

突発的に発生した故障・事故に対しては、被害を最小限に抑えるための対策を講じ、すみやかに復旧修繕を実施。

##### (ウ) 修繕計画（予防保全的修繕の内容、事後保全的修繕の内容）

修繕と判定した設備を対象として、上記の予防保全的修繕及び事後保全的修繕において示した施設の修繕に関する以下の事項について、修繕計画を策定すること。

###### a 予防保全的修繕

対象機器、施工時期、工事内容、概算工事費及び委託等の有無を記載。

###### b 事後保全的修繕

経年劣化及び修繕履歴等から想定される故障事例を示し、それに対する具体的な対応策を記載。

###### c 評価と見直し

状況の変化や改築計画との調整により、変更が生じた場合、毎年度必要に応じて計画の見直しを実施。

#### エ 本事業により新設した外構（植栽を含む）の維持管理に関する事項

#### オ 月間業務報告書及び年間業務報告書の作成

#### カ 緊急時及び災害対応等業務

(ア) 緊急時及び災害対応等における連絡体制、出動体制及びその待機基準の決定

※なお、連絡体制、出動体制及び待機基準を定めるにあたっては、常に迅速な対応が図れるよう、事前に A 市と協議

### (6) その他

#### ア 電気工作物に関する事項

運営権者は、電気事業法に基づき保安規程を定め、これに基づき電気工作物の巡視、点検、測定、更には技術基準を遵守するための修理、改造及び移



設等を実施すること。また、電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）を選任するとともに、必要に応じて作業責任者を選任し、作業責任者は主任技術者の監督のもとに補助業務を行うこと。保安規程及び主任技術者の届出は、運営権者が設置者として監督官庁へ行うこと。

#### イ 施設情報管理に関する事項

運営権者は、運転管理、保安全管理で発生した情報（異常・故障情報、保守点検・調査情報、修繕情報、水質・運転情報）を市が用意する施設情報システムに登録すること。

#### ウ 物品等の調達・管理に関する事項

業務を行う上で必要となる物品等を調達し、適切に管理を行うこと。また、調達にあたっては、適切な品質及び規格のものとし、設備及び機器等を劣化させないものとする。

（ア） 運転に必要な消耗品、部品、付属品及び予備品等

（イ） その他運転に必要な全ての機械器具、計測機器、工具類、事務機器類及びその他雑用類

## 9 管きよの維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務

### （1） 基本的事項

#### ア 目的

対象施設の仕組みや構造、機能等を理解し、関連する法令を遵守しながら、予防保全の視点で計画的かつ効率的・効果的な管理を行い、本要求水準を満足するとともに、運営権者の創意工夫を十分に活かし、最適な維持管理方法を選択し、安定した維持管理を事業期間中継続して実現することを目的とする。

#### イ 業務範囲

管きよにおける維持管理業務の業務範囲は以下とすること。

- (ア) 計画的業務
  - a 巡視・点検
  - b 調査
  - c 清掃
  - d 修繕
- (イ) 問題解決業務
  - a 問題解決調査
- (ウ) 住民対応等業務
  - a 他工事等立会
  - b 事故対応
  - c 住民対応
- (エ) 災害対応業務

#### ウ 実施体制

管きよの維持管理にあたっては、以下の体制で実施すること。

- (ア) 豪雨、停電、重大故障事故発生等の非常時対応を要する事態、または生じる恐れがある場合には緊急対応ができる体制
  - 維持管理において法令上以下に掲げる有資格者が実施すべき業務にはそれぞれ必要な有資格者が担当すること

#### (2) 維持管理基準の遵守

管きよの維持管理については下記の基準を設定すること。

#### (3) 管きよにおける計画的維持管理業務（点検・調査）の実施

##### ア 実施箇所及び実施数量

- ・ 巡視： m
- ・ 点検：合計 基
- ・ スクリーニング： m
- ・ 詳細調査：合計 k m
- ・ 取付管調査：合計 箇所
- ・ マンホールポンプ点検：合計 箇所

##### イ 作業時間

道路使用許可条件を遵守して行うこと。

#### ウ 調査機材

調査に用いる機械は点検を行い、完全な整備を行うこと。

#### エ 調査方法・判定基準

計画的維持管理業務（点検・調査業務）の実施にあたっては、具体的な調査判定基準を設定する。調査方法・判定基準は『スクリーニング調査を核とした管きょマネジメントシステム技術導入ガイドライン（案）』（国土交通省国土技術総合研究所下水道研究部、平成26年10月）に基づき実施すること。

#### オ 巡視

巡視点検は、全路線を対象とし、実施周期については老朽管の増加割合に応じて変更する。業務内容は、管きょ施設が埋設されている地上部（道路面、人孔蓋及びその周辺）を調査員の目視により巡視し、観察し異常の有無を記録する。巡視点検において、蓋のがたつきや管きょ上部周辺（取付管も含む）の地表変状や道路陥没等が確認された場合、人孔の蓋を開けて地上部より確認できる範囲で蓋の受枠や、調整コンクリート、人孔躯体内部、管口部等を確認し、対策の緊急性を検討する。

#### カ 点検

スクリーニング実施箇所のマンホール調査を行う。管きょ施設の大部分は、地下構造物であり、地上での巡視・点検は、その項目が限られるが、面的に広い範囲にわたっており、それを効率的に行うには、計画的に実施する必要がある。

写真撮影は、原則としてカラー及び大きさを1,020×1,447ピクセル程度とすること。また、写真を撮影する際には、調査年月日、調査場所等を明記した黒板を入れて行き、異常箇所は全て写真撮影を行うこととする。

#### キ スクリーニング

スクリーニング調査として、φ150mm以上の管きょのストック現状把握を行う。

#### ク 詳細調査

管径φ700mmまでの管きょは広角カメラ、φ800mm以上の管きょは通常の直側式カメラを使用する。

#### ケ 取付管調査

本管調査時に目視確認し、異常が確認された場合、詳細調査を行い、本管の経過年数にあわせて調査数量を調整する。また、取付管同様に、本管調査時に目視により内部の確認を行う。

#### コ マンホールポンプ点検

マンホールポンプの点検を毎年実施する。なお、点検時にあわせて清掃を実施する。

#### サ 異常時の処置

調査の続行が困難になった場合は、直ちに委託者に報告し、指示を受ける

#### シ 作業記録写真

作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して委託者に提出する。

#### ス 報告書の作成

点検、調査業務報告書記載要領に従い、報告書を作成する。

#### セ その他

仕様書に記載のない事項についてはA市の監督職員に従うこと。

### (4) 計画的維持管理業務（清掃）の実施

#### (ア) 実施箇所及び実施数量

- ・ 実施数量： km
- ・ 実施箇所：カメラ付きノズルにて、1回／5年の頻度で実施する。
- ・ 清掃は、詳細調査と同時に行うこととする。
- ・ 土砂の処分については、●●浄化センターの●●に投入する。

#### (イ) 作業時間

道路使用許可条件を厳守する。

#### (ウ) 使用機材

清掃に使用する高圧洗浄車、強力吸引車、その他業務に必要となる機械器具等は各作業に適するものを使用するとともに、業務に支障のないように運営権者で常備する。

#### (エ) 作業記録

作業記録写真を撮影し、業務完了時に業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して提出する。

#### (オ) その他

本要求水準書に記載のない事項についてはA市と協議して決定すること。

### (5) 修繕に関する事項

管きよの機能に影響を与えないように、機能低下及び故障停止並びに事故を未然に防止するため、修繕を実施。

(ア) 予防保全的修繕

運営権者は、「別紙●● 資産の管理方法」で示している状態監視保全の設備について定期修繕を行うとともに、稼働時間・点検・調査結果に基づいた計画修繕を実施。

(イ) 事後保全的修繕

突発的に発生した故障・事故に対しては、被害を最小限に抑えるための対策を講じ、すみやかに復旧修繕を実施。

(ウ) 修繕計画（予防保全的修繕の内容、事後保全的修繕の内容）

修繕と判定した設備を対象として、上記の予防保全的修繕及び事後保全的修繕において示した施設の修繕に関する以下の事項について、修繕計画を策定すること。

a 予防保全的修繕

対象機器、施工時期、工事内容、概算工事費及び委託等の有無を記載。

b 事後保全的修繕

経年劣化及び修繕履歴等から想定される故障事例を示し、それに対する具体的な対応策を記載。

c 評価と見直し

状況の変化や改築計画との調整により、変更が生じた場合、毎年度必要に応じて計画の見直しを実施。

イ 本事業により新設した外構（植栽を含む）の維持管理に関する事項

ウ 月間業務報告書及び年間業務報告書の作成

エ 緊急時及び災害対応等業務

(ア) 緊急時及び災害対応等における連絡体制、出動体制及びその待機基準の決定

※なお、連絡体制、出動体制及び待機基準を定めるにあたっては、常に迅速な対応が図れるよう、事前に A 市と協議

(6) その他

ア 施設情報管理に関する事項

運営権者は、運転管理、保全管理で発生した情報（異常・故障情報、保守点検・調査情報、修繕情報、水質・運転情報）を市が用意する施設情報システムに登録すること。

## イ 物品等の調達・管理に関する事項

業務を行う上で必要となる物品等を調達し、適切に管理を行うこと。また、調達にあたっては、適切な品質及び規格のものとし、設備及び機器等を劣化させないものとする。

(ア) 運転に必要な消耗品、部品、付属品及び予備品等

(イ) その他運転に必要な全ての機械器具、計測機器、工具類、事務機器類及びその他雑用類

## (7) 安全管理

### ア 一般事項

下記を盛り込んだ安全管理に関する一般事項を実施すること。

(ア) 公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止

(イ) 作業中は気象情報に十分注意を払い、降雨予報が出された際は直ちに作業を中止できる体制の構築

(ウ) 安全管理については、業務計画書に明示し、運営権者の責任で実施

なお、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を実施し、地震等の発生時の対応策を定めること。

### イ 安全教育

下記を盛り込んだ安全教育を実施すること。

(ア) 業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図る

(イ) 酸素欠乏症等防止規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第四十二号）で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行う

### ウ 労働災害防止

下記を盛り込んだ労働災害防止策を実施すること。

(ア) 現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図る

(イ) マンホール、管きょなどに入入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備する

(ウ) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を実施する

(エ) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置する

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、A市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。当該測定結果が基準値より超過している場合には、速やかにA市及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を実施すること。

## エ 公衆災害防止

下記を盛り込んだ公衆災害防止策を実施すること。

(ア) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を実施する

(イ) 作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全を確保する

(ウ) 作業区域内には、交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行う

(エ) 路上で作業を行う場合、運営権者において所轄の警察署で道路使用許可申請を行うとともに、許可条件を遵守する

(オ) 交通誘導にあたっては警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者あるいは交通誘導警備業務検定（1級または2級）の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証等の写し等確認出来る資料を監督職員に提出する

(カ) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本要求水準書に定めるところによる他、関係官公署の指示に従い、適切に行う

(キ) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を報告する

## オ 局地的な大雨による安全管理

局地的な大雨等による急激な雨水流入により、下水道管きょ施設内において、流速、水位が変動する可能性のある場所であることを考慮し、下水道管きょ施設内の水量が増水した後の対応のみならず、急激な増水が発生する前に作業等を中止又は中断するなどの予防的な対応も含め、受託者は下水道管きょ施設内での作業を安全に実施するための安全管理体制を確保すること。

本業務上の工事等を行う日には、工事等の開始前に作業関係者全員に対して、作業内容、作業時間、当日の天気予測、当該作業箇所の水位や流速、退避ルート、退避時の合図等について会議を実施し、安全管理の内容について周知徹底する。また、安全器具の設置等についても周知徹底させ、安全対策の重要性を認識させるとともに、危険予知活動を実施し、活動内容を写真や書類等により記録する。

運営権者は、工事等の安全管理に万全を期すため、現場特性に応じた工事等の中止基準について、以下を参考とし自らの責任において設定する。当該中止基準を設定した後、本市に報告すること。上記を達成するために、以下に記すような事項を行うこと。

- (ア) 工事等を行う日には、工事等の開始前に作業関係者全員に対して、作業内容、作業時間、当日の天気予測、当該作業箇所の水位や流速、退避ルート、退避時の合図等について会議を実施し、安全管理の内容について周知徹底する
- (イ) 安全器具の設置等についても周知徹底させ、安全対策の重要性を認識させるとともに、危険予知活動を実施し、活動内容を写真や書類等により記録する
- (ウ) 工事等開始前の中止基準を設定する
- (エ) 工事等開始後の中止基準の設定する

カ その他

下記を盛り込んだその他安全管理に関する事項を実施すること。

- (ア) 運営権者は、作業にあたって、下水道施設又はガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しない
- (イ) 万一、事故が発生した時は、業務計画書に示す緊急連絡体制に従い、速やかに A 市及び関係官公署に報告するとともに必要な措置を実施
- (ウ) 前項の通報後、運営権者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、直ちに A 市に届け出を提出する。



## 10 管きよの新設に関する事項

### (1) 管きよの新設に関する事項

#### ア 事業範囲

管きよの新設にあたっては、下記の数量を実施すること。

##### (ア) 汚水管

φ 延長 m

φ 延長 m

##### (イ) マンホールポンプ 箇所

#### イ 基本設計に関する事項

基本設計には、下記の事項を含むこと。

(ア) 設計成果（位置図、区画割施設平面図、縦断面図、流量計算表、報告書等）

(イ) 地質・測量報告書の参照（もしくは周辺地質図等、過去の工事履歴、都市計画基本図等）

(ウ) 流下方式

(エ) 設計諸元（設計延長、マンホール数、公共樹数）

(オ) 概算予定価格（積算条件）

#### ウ 詳細設計に関する事項

詳細設計には、下記の事項を含むこと。

(ア) 設計変更

(イ) 基本設計時に想定しない事象

(ウ) 関係者協議及び調整

## 1 1 契約終了時の措置

### (1) 施設機能確認に関する事項

契約終了時には、下記の事項を実施すること。

- ア 契約終了日前●●日から●●日までの間に、全施設・設備を対象に、継続して運転管理することに支障のない状態（軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く）であることを確認
- イ 事業期間終了時において、維持管理業務の対象となる全ての施設が本要求水準書で要求水準として規定する機能・性能を発揮できる状態を有するものとし、事業期間終了後●年以内は改築及び大規模修繕を要することのない状態に整備
- ウ 確認結果を記載した施設機能確認報告書の作成と、●●日以内の市（及び第三者機関）への提出
- エ A市が所有する器具、備品及び重機等並びに契約終了に伴ってA市が運営権者から所有移転を受ける器具、備品及び重機等を除くほか、一切の器具、備品及び重機等の撤去
- オ 契約終了時の検査の結果施設に修補、撤去が必要となった場合、相当の期間の経過後も修補・撤去を行わないときには、A市は運営権者による修補、解体撤去に代えて、第三者に対して当該修補、解体撤去を委託（この場合、運営権者は、当該修補、解体撤去のために要した費用を負担）
- カ A市は契約終了日から●年以内に発電設備等に瑕疵があることを知ったときは、運営権者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、もしくは修補とともに損害の賠償を事業終了後●年以内に請求（ただしA市が運営権者の定める合理的な維持管理計画に従い適切な維持管理・運営を行っていない場合は除く）

### (2) 引継に関する事項

引継時には、下記の事項を実施すること。

- ア 事業期間を通じて下記の引継事項を記載した引継文書を作成
  - ・ 水処理及び汚泥処理を総合運転したときの機能の発揮状況
  - ・ 各電気設備、機械設備、土木建築の留意点
  - ・ 計装設備及び制御装置の調節状況
  - ・ 運転上の特例的な操作
  - ・ 薬品、燃料、消耗品、補修用資器材の在庫量
  - ・ A市からの貸与品の一覧

・その他留意事項

- イ 本事業終了日●●日前までに引継文書の暫定版を提出
- ウ 本事業終了日までに引継文書の最終版を市に提出
- エ 事業期間終了時までの市が必要と認める期間、市又は市の指定する者に必要な技術指導を行う
- オ 維持管理（運転管理・保守点検）マニュアルは、引継の6か月前を目途に作成する。なお、引継文書は、対象施設固有の運転管理、保全管理上の留意点を明確に把握できるような内容とする。

**(3) その他引継に関する事項**

運営権者は、その他引継に関して下記の事項を実施すること。

- ア 自らの従業員について次期運営主体が転籍での受け入れを希望する場合には、A市の指定する日までに、従業員の意向確認等について必要かつ可能な協力をし、転籍を希望する全従業員の記録を次期運営主体に送付
- イ 自らが締結している契約及び維持している許認可等について次期運営主体が承継を希望する場合には、A市の指定する日までに、契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約又は許認可等に関する資料を次期運営主体に送付
- ウ 市又は次期運営主体に運営が引き継がれるまでに、市又は次期運営主体によって行われる事業や施設が要求水準を満たしていることの確認等の評価に協力
- エ A市の指定する日までに、本事業に関して運営権者が有する財務及び運営、技術に関するすべての最新文書を市又は次期運営主体に電子媒体（市又は次期運営主体が必要とする場合にはハードコピーも含む。）で送付
- オ 事業終了日に運営権設定対象施設が、要求水準に適合した状態で市又は次期運営主体に引渡

別紙 (略)